

山形市立西小学校PTA規約

第一章 総則

第一条 本会は山形市立西小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第二条 本会は学校、家庭及び社会と連絡を密にし、教育の振興につとめ、児童の健全な発達及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第三条 本会は、山形市立西小学校児童の保護者、教職員をもって組織する。

第四条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 学校教育の振興に関すること。
- 2 家庭教育及び社会教育の推進に関すること。
- 3 児童の福祉増進に関すること。
- 4 会員相互の親睦、教養の向上に関すること。
- 5 その他本会の目的達成に必要なこと。

第二章 役員

第五条 この会に左の役員をおき、次の職務を行う。

- 1 会長 一名 本会を代表し、会務を統括する
- 2 副会長 二名 会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事 若干名 本会の事業を審議する。
- 4 常任理事 若干名 本会の事業を審議執行する。
- 5 監事 二名 本会の会計を監査する。
- 6 幹事 六名 会長の指示を受け会務を処理する。
- 7 母親委員長 一名 市P母親委員会に出席し、本会との連携を図る。

第六条 役員を選出及び構成は、次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事及び幹事は理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- 2 理事は、各学年正副委員長及び各専門部正副部长をもって構成し、総会の承認を得るものとする。
- 3 常任理事は、会長、副会長、学年委員長、専門部長及び幹事、母親委員長、学校側より若干名をもって構成する。
- 4 母親委員長及び母親委員(学年一名)は会長が委嘱する。

第七条 役員任期は一カ年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠として就任した場合は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の推薦により会長が委嘱し、顧問は会長の諮問に応ずる。

第三章 機関

第九条 本会は、次の機関をもつて運営する。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会
- 4 専門部会
- 5 学年PTA

第十条 総会は年一回、会長が招集する。ただし、必要により、臨時に開くことができる。

総会は、次の事項を付議、決議する。

- 1 会務
- 2 予算及び決算
- 3 規約の改正
- 4 役員の承認
- 5 その他必要なこと

第十一条 理事会は必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。

- 1 本会の運営に関すること。
- 2 予算及び決算の原案に関すること。
- 3 予算の補正に関すること。
- 4 役員の選出に関すること。
- 5 その他必要なこと。
- 6 緊急事項に関しては、総会を代行することができる。ただしこの場合は、処理事項を総会に報告し承認を得るものとする。

第十二条 常任理事会は会長が招集し、理事会の議案作成及び各専門部の調整について

審議する。

なお、当分の間、次の事項は常任理事会が主管し、事業の執行にあたる。

- 1 PTA懇親会兼PTA歓送迎会
- 2 親子資源回収
- 3 教育講演会
- 4 ベルマーク回収事業―各学年の協力を得る。
- 5 「けやき太鼓」の支援と同窓会との連携。

(※ けやきフェスティバルについては、けやきフェスティバル実行委員会が運営する。但し、当分の間は理事会が支援する。)

第十三条 専門部は次の三部とし、各部の事業の企画、立案、執行にあたる。

- 1 広報部
- 2 生活指導部
- 3 保健環境整備部

第四章 会計及び簿冊

第十四条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。
第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
第十六条 本会には、次の簿冊を備える。

- 1 規約
- 2 会員名簿
- 3 役員名簿
- 4 会計簿
- 5 会誌

第五章 補則

第十七条 本会の専門部運営規程、及び慶弔規程は別に定める。
第十八条 学年PTA委員長会、専門部長会は必要に応じ会長が招集する。
第十九条 正副PTA会長、正副学年委員長及び正副専門部長は、互に兼任しない。
第二十条 会長及び副会長の選出については第六条第一項の規定に基づき、各学年内の推薦を考慮し、常任理事会内の推薦委員会で推薦する。
なお、推薦委員会の構成は、幹事、学年委員長及び専門部長とする。

附則 (昭和五十二年五月十五日制定)

本規約は、昭和五十二年四月一日より施行する。

附則 (平成十年四月二十六日改正)

本規約は、平成十年四月一日より施行する。

附則 (平成十一年四月二十九日改正)

本規約は、平成十一年四月一日より施行する。

附則 (平成十二年四月二十九日改正)

本規約は、平成十二年四月一日より施行する。

附則 (平成十三年四月二十八日改正)

本規約は、平成十三年四月一日より施行する。

附則 (平成二十年四月二十六日改正)

本規約は、平成二十年四月一日より施行する。

附則 (平成二十二年十一月二十五日改正)

本規約は、平成二十三年四月一日より施行する。

附則 (令和四年五月十日改正)

本規約は、令和四年五月十一日より施行する。

附則 (令和七年四月二十六日改正)

本規約は、令和七年四月二十七日より施行する。